

別添 1 : 所得税法上の取扱いとの相違点

	健康保険組合の被扶養者	所得税法上の扶養親族
呼名	◆被扶養者	◆扶養親族
対象者	◆主として被保険者の収入により生計を維持する者	◆居住者と生計を一（いつ）にするもの
親族の範囲	① 直系尊属、配偶者（内縁含む）、子、孫及び弟妹 ② 被保険者と同一の世帯に属する三親等内の親族 ③ 内縁の配偶者の父母及び子で被保険者と同一の世帯に属する者	① 配偶者 ② 居住者の親族（六親等内の血族及び三親等内の姻族）並びに児童福祉法に規定する里親に委託された児童及び老人福祉法に規定する養護老人
収入限度額	◆ 年間収入額 = 130万円未満 ただし、60歳以上の者又は障害年金受給要件に該当する程度の障がい者は180万円未満 * 月の収入限度額は、108,334円未満（130万円÷12ヵ月） 注1）事実発生日時点の収入が108,334円/月（60歳以上等は150,000円/月）未満が月の収入限度額となります。 注2）月の収入限度額を超えた月から起算し3ヵ月の平均月額が月の収入限度額を超えた場合は、年間収入130万円を超えるものと判定され、超えた月の1日より被扶養者としての資格を失います。 * 非課税である「遺族年金・障害年金」を含みます。 * 恒常的な収入は全て収入とみなし、事業収入については税法上の所得額をもって収入額とみなします。	◆ 年間所得金額 = 38万円以下 ただし、源泉分離課税の適用を受けた利子所得・配当所得、株式等の譲渡による所得は含みません。 * 給与収入だけの場合は収入が103万円以下 * 公的年金だけの場合は収入が158万円以下（65歳未満は108万円以下） * 遺族年金、障害年金は非課税
年間収入の考え方	◆事実発生日時点に得る金額が 向こう1年間も続くであろうとする推計（見込み）収入 を指します。 * 所得税法上の対象期間とは異なります。 注3）所得税法上は「毎年1月から12月」の収入を年間収入と言いますが、健康保険では、1月から12月の1年間だけをもって年間収入とは言いません。当年2月～翌年1月や当年12月～翌年11月であっても年間収入として捉えます。	◆ 前年1月から12月までの総収入 に対する所得を指します。